

7月1日から 「令和3年度 国民年金保険料免除申請」の受付が始まります

令和3年度分は、令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査がおこなわれます。全額免除または納付猶予に該当しない人は、毎年申請が必要です。

国民年金保険料の免除制度とは

国民年金保険料は毎月収めるものですが、収入の減少や失業などで納められないこともあります。保険料を未納のままにすると、将来の年金（老齢年金）や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取れないことがあります。

そのような状況を防ぐため、保険料を「全額免除」や「一部免除」にする制度です。申請月から2年1カ月分までさかのぼって申請できます。

免除が承認された場合の保険料月額（令和3年度）

保険料 全額	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除
16,610円	0円	4,150円	8,310円	12,460円

※一部免除は減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

免除申請と納付猶予の継続申請

免除申請の全額免除と納付猶予に該当した人で、申請時に翌年度以降も継続して全額免除と納付猶予の申請希望を申し出ることによって、継続して申請があったものとして審査（継続審査）がおこなわれます。

保険料の追納制度があります。

免除を受けた期間や納付猶予期間、学生納付特例期間の保険料は、10年までさかのぼって納めることができます。年金額を満額に近づけるため、生活に余裕ができたときは納めましょう。免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定額が加算されます。

※制度の詳細内容は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものを用意して、[熊本東年金事務所Tel.096\(367\)2503](tel:0963672503)にお問い合わせください。

建築主、工事施工者の皆様へ

都市計画区域外などで建築確認申請が不要な工事*の場合でも、
建築工事届の提出が必要です

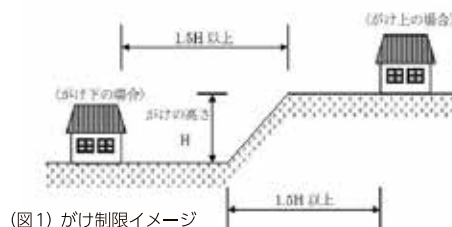
※木造住宅の新築等

10㎡を超える建物を新築・増築する場合は、都市計画区域外や確認区域外であっても、建築基準法に基づき建築工事届の提出が必要です。工事着手前までに県北広域本部土木部景観建築課に提出をお願いします。（建築物工事届の様式は県建築課ホームページにあります）

その他の注意点

■建築予定地近くにがけはありませんか

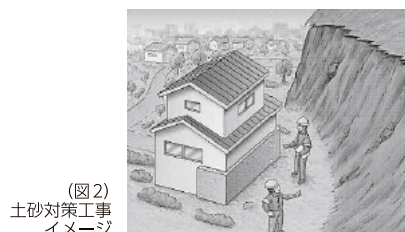
建築予定地付近に高さ2mを超えるがけがある場合は、熊本県建築基準条例第2条に基づき、「建物をがけから、がけの高さの1.5倍以上離す（図1）」か「擁壁の設置」が必要です。※擁壁は確認申請が必要です



■土砂法のレッドゾーンの区域内ではありませんか

土砂災害特別警戒区域内（通称：レッドゾーン）で建築行為をする場合は、都市計画区域外であっても建築確認申請が必要です。

また、土砂対策工事の実施（図2）が原則必要です。（土砂法の区域の指定状況は県ホームページで確認できます）



県建築課HP



土砂法の指定状況

（問い合わせ）熊本県土木部建築住宅局建築課 Tel.096(333)2534

県北広域本部土木部景観建築課 Tel.0968(25)2729